

鳥取県告示第109号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備基本方針を定めた河川
佐陀川水系
- 2 河川整備基本方針を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県西部総合事務所及び米子市建設部土木課